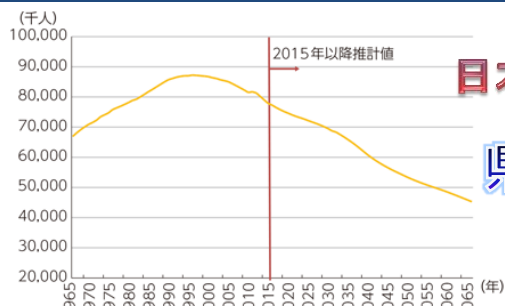


若手経営者の方へ

あらたに自ら海外に行き「輸出」に取り組む方 募集!



(出典:総務省「平成29年版 情報通信白書のポイント」)

日本の人口減少→国内市場の縮小

県内企業の活力維持には.....

海外への展開が必要

一緒に海外へ打って出ましょう!!



事業目的

県内中小企業等の意欲ある若手経営者(概ね50歳未満)の新たな海外展開(県産品の輸出)について、**初期段階から一貫した支援を行い、当事業による本県事業者が一体となった海外プロモーションに参加するための経費の一部を助成し、海外との取引が可能となるよう支援いたします。**

もって、県産品を世界へ広めるとともに、成功事例を生み出すことにより、輸出に取り組む事業者の底上げを図り、県産品の輸出を拡大します。

事業内容

実践セミナー受講

- 貿易専門家による実践的な講義のほか、県内若手経営者の海外展開成功事例を発表してもらい、輸出の重要性や手続等について理解していただきます。(10月31日)
- 補助申請を行うかどうかは、セミナー受講後に検討していただいてOK!

補助申請

- セミナー受講を通して、実際に海外プロモーションに参加意欲のある事業者から、渡航費用等にかかる補助申請を受け付けます。(10月31日~11月12日)
- 上限50万円/事業者、10事業者程度を選考します。(詳細裏面)

ミーティング参加

- 海外プロモーション参加予定者と既に海外展開している会社経営者等が車座で海外展開(輸出)の実際について話し合うミーティングを開催します。(12月7日)

海外プロモーション参加

- 本事業による県主催の海外プロモーションへの参加(現地一般市民向けプロモーション及び商談会)
- 参加者が一体となって実施します。(香港 2月21日 4泊~)

取引開始にむけたフォローアップ

- 輸出支援機関が、海外プロモーション終了後もしっかりフォローアップします。



■「県産品を世界へ！若手経営者海外展開推進事業補助金」の内容

(初めての海外プロモーション支援事業)

補助対象事業	県が平成30年度予算「県産品を世界へ！若手経営者海外展開推進事業費」により開催する海外展開実践セミナー及び海外展開実践ミーティングに参加した法人・団体(同セミナーを受講したと同等の知識を有すると知事が認め、ミーティングに参加した法人・団体を含む)が、県が同事業により開催する海外プロモーションに参加し、現地一般消費者へ求評を行うとともに、現地取引先を開拓する取組み
補助対象者	① 県内に主たる事業所を有する法人・団体及び県内に住所を有する個人事業主 ② 法人・団体の意思決定に携わる者又は個人事業主が、概ね50歳未満であること ③ 過去3年間(平成27年4月1日～補助金申請日)、継続した海外展開(県産品の輸出)を行っていない法人・団体・個人事業主
事業対象期間	交付の決定の日から平成31年3月22日(金)までの期間に行われる事業
補助対象経費	・海外渡航旅費 ・出展ブース装飾経費 ・製品サンプル輸送費 ・製品サンプル保管料 ・通訳、翻訳費 ・販売員配置費用 ・その他現地経費等、通常の営業に伴う経費と明確に区分される経費
補助金の額	補助対象経費の実支出額(消費税及び地方消費税相当額を除く)に1/2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は <u>50万円</u> のいずれか低い額

■事業受託機関(指定機関)

日本貿易振興機構(ジェトロ)山形貿易情報センター

住所: 山形市七日町3-5-20富士火災ビル4階

電話: 023-622-8225 FAX: 023-623-1014

■事業全般に関するお問い合わせ窓口

山形県観光文化スポーツ部経済交流課 電話 023-630-2355